

令和5年度

第1回 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会

会議録

日時 令和5年5月29日（月） 午後2時

場所 松本市勤労者福祉センター

松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会

○ 司会 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会を開催いたします。

本日の出席者ですが、委員30名のうち、26名のご出席をいただいています。過半数を超えておりますので、本協議会の規約第8条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

私は、本協議会の規約により事務局を担当いたします、松本市教育委員会学校教育課長の清沢卓子と申します。

令和5年度の協議会役員が決定するまでの間、会議の進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元の資料の会議次第に沿って進行いたします。

本日ご出席をいただきましたのは、各市村の教育長、教育長職務代理者、校長会長、副会長、保護者代表、学識経験者の皆様です。

特に、保護者代表及び学識経験者の委員の皆様におかれましては、教科用図書の採択にあたり、開かれた採択を推進するため、採択地区の市、郡の教育委員会からの推薦によりご就任いただいております。

ご経験を生かした貴重なご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
委員の皆様の名簿につきましては、資料の2ページにございます。

なお、本日の会議は、塩尻市教育長の赤羽様、松本市教育長職務代理者の小柳様、生坂村教育長職務代理者の小林様、麻績村教育長の職務代理者の小山様の以上4名から欠席の連絡をいただいています。

また、学識経験者（松本市推薦）の小山委員は、リモート参加をされています。

それでは、初めて顔を合わせる方もいらっしゃると思いますので、協議会委員及び事務局職員の自己紹介をお願いしたいと存じます。

松本市教育委員会の教育長から職務代理者へ名簿順に、続いて保護者代表、学識経験者、校長会の選出委員の順でお願いします。

○ 伊佐治委員 皆さん、こんにちは。松本市教育長の伊佐治裕子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 碓井委員 塩尻市教育長職務代理者の碓井邦雄と申します。よろしくお願いいたします。

○ 橋渡委員 安曇野市教育長の橋渡勝也と申します。よろしくお願いいたします。

○ 遠藤委員 安曇野市教育長職務代理者の遠藤正志と申します。よろしくお願いいたします。

- 上條委員 生坂村の教育長の上條貴春です。よろしくお願いいたします。
- 滝澤委員 筑北村教育長の滝澤昭文と申します。よろしくお願いいたします。
- 一ノ瀬委員 筑北村職務代理の一ノ瀬泰明と申します。よろしくお願いいたします。
- 加瀬委員 麻績村教育長の加瀬浩明と申します。よろしくお願いいたします。
- 根橋委員 山形村教育長の根橋範男と申します。よろしくお願いいたします。
- 平林委員 こんにちは。同じく山形村教育委員会の教育長職務代理者、平林でございます。よろしくお願いいたします。
- 百瀬委員 朝日村教育長の百瀬司郎と申します。よろしくお願いいたします。
- 中村委員 こんにちは。朝日村職務代理者の中村八重美と申します。よろしくお願いいたします。
- 高木委員 こんにちは。松本市PTA連合会会長を務めさせていただいております高木守と申します。よろしくお願いいたします。
- 銭坂委員 こんにちは。塩尻市の保護者代表の銭坂紀子と申します。よろしくお願いいたします。
- 鳥羽委員 安曇野市PTA連合会の鳥羽健太郎と申します。本日保護者代表として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 根石委員 東筑摩郡保護者代表の根石順子です。よろしくお願いいたします。
- 司会 それでは、小山先生よろしくお願いいたします。
- 小山委員 はい。すみません。リモートで失礼します。信州大学教育学部の小山です。よろしくお願いいたします。本日、諸事情があり3時ごろに退席しますが、よろしくお願いいたします。
- 青柳委員 塩尻市公民館長の青柳信雄と申します。よろしくお願いいたします。
- 横内委員 安曇野市教育委員の横内理恵子と申します。よろしくお願いいたします。
- 松本委員 東筑摩郡筑北村の松本と申します。教諭をやっておりました。よろしくお願いいたします。
- 高野委員 松本市校長会であり、旭町小学校の高野毅と申します。よろしくお願いいたします。
- 宮下委員 同じく松本市校長会副会長を務めております、丸ノ内中学校の宮下昌史と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐倉委員 東筑摩塩尻校長会会長を務めております、佐倉俊と申します。塩尻中学校です。よろしくお願いいたします。

- 富田委員 同じく東筑摩塩尻校長会副会長を務めております、吉田小学校の富田昭子と申します。よろしくお願いいたします。
- 濱野委員 安曇野市校長会会長を務めております、穂高西中学校の濱野久と申します。よろしくお願いいたします。
- 麻田委員 安曇野市校長会副会長を務めております、豊科北小学校の麻田記良と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会 続きまして、事務局職員から自己紹介いたします。
- 逸見次長 皆さん、お疲れ様でございます。事務局を務めます、松本市教育委員会教育次長の逸見和行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂口教育監 同じく事務局を務めます、松本市教育委員会教育監の坂口俊樹でございます。よろしくお願いいたします。
- 清沢課長 改めまして松本市学校教育課長の清沢卓子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 それでは、次第の3番目、役員の選出を議題といたします。
会議資料の1ページをご覧ください。
本協議会規約第4条におきまして、会長1名、副会長3名、監事2名の役員を互選により選出することとなっております。
役員の選出について、何かご意見がございましたらお願いいたします。
- 高野委員 事務局で案がありましたら、ご提示いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。
- 司会 はい。ありがとうございます。
事務局案というご発言をいただきましたので、ご提案いたしますがよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声〕
- 事務局 事務局案を申し上げます。
会長は、事務局を担当する松本市教育委員会の教育長に、副会長3名は、塩尻市教育長、安曇野市教育長、東筑摩郡町村教育委員会の連絡協議会会長である筑北村教育長に、監事2名は、塩尻市教育長職務代理者、安曇野市教育長職務代理者をお願いしたいと思います。
- 司会 ただいま事務局から提案がありました役員（案）につきまして、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は、拍手をもってお願いをしたいと思います。
〔拍手〕
- 司会 異議なしということでございますので、事務局より選出された役員名簿をお配り

いたします。しばらくお待ちください。

選出された役員の皆様は、正面の役員席にご移動いただきますよう、お願いいたします。

それでは、役員が選任されましたので、役員を代表いたしまして、伊佐治会長からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 伊佐治会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま会長に選任をいただきました松本市教育長の伊佐治裕子でございます。役員を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、改めまして公私ともにお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。いよいよ本日から、採択事務の実質的なスタートとなります。

教科書採択につきましては、皆様ご承知かと思っておりますけれども、法の規定に基づきまして、各採択地区、この場合は松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の3市5村ありますが、この採択地区において、種目ごとに1種の教科書を採択することになっています。その採択にあたっての連絡調整を図る機関として、本協議会が設けられているということでございます。

また、この協議会のメンバーですけれども、先ほど冒頭に、学校教育課長からもお話がありました。より開かれた採択、そして、透明性の高い採択を推進するために、この協議会では前回と同様に保護者代表の皆様、そして、学識経験者の皆様、それぞれ4名の方々にこの協議会委員として協議をお願いしております。

そして、具体的な内容の検討にあたっては、学校現場から総勢84名の先生方を調査研究委員として委嘱をしまして、具体的な検討をこれから行っていただくこととなります。その案に基づきまして、この協議会で最終的な選考を行うこととなります。そして、選定後、各市村の教育委員会において採択を行い、その採択結果を本協議会で取りまとめ、8月に県の教育委員会に報告する予定となっております。

今回は、小学校で使用します全教科の教科書の採択を行うこととなります。

令和2年度から履修科目となった「英語」に関し、文部科学省通知の中で、紙の教科書の採択研究に加え、デジタル教科書について調査、研究し、採択の考慮事項とすることができるとされていますので、皆さんご留意いただきたいと思っております。

いずれにしても当地区の児童が小学校において使用し、学習をする大切な教科書の採択となります。また、採択結果については、その理由を含め、情報公開をして、私たちは説明責任を果たしていかなければいけない、そのことが求められると文科省の通知にも記されています。関係する皆様の英知を結集し、そして、慎重な調査研究により、最良の

教科書が採択できるよう、委員の皆様方のご協力をお願いして、私からのごあいさついたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会 ありがとうございます。

それでは、協議に入ります前に、本協議会規約について確認したいと思います。

事務局から説明いたします。

- 事務局 松本市学校教育課学務担当係長の牧垣孝一と申します。

着席のまま説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議資料の3ページをお開きください。本協議会規約の中で、重要と思われる条項を抜粋して読み上げ、適宜説明を加えることといたします。

最初に、本協議会の設置の目的です。

第1条 松本市・塩尻市・東筑摩郡・安曇野市の市町村教育委員会が採択地区内の小学校及び中学校の使用教科用図書について種目ごとに同一の教科用図書を採択するための連絡調査を図る機関として、松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会を設置する、としています。

後ほど、規約第13条の個所で説明いたしますが、教科用図書の採択は、本協議会から報告を受けて、各市町村教育委員会が直接採択を行います。

次に、組織について、第2条をご覧ください。

第2条 この協議会は、採択地区の市町村教育委員会の教育長及び教育長職務代理者、松本市・東筑摩塩尻・安曇野市校長会長及び同副会長、保護者代表及び学識経験者若干名をもって委員とし組織する。ただし、小学校使用教科用図書採択の年度は学校組合教育委員会を、中学校使用教科用図書採択の年度は中学校の設置のない教育委員会を除いて組織する、としています。

次に、本協議会の役員及び役員の職務についてですが、第4条と第5条をご覧ください。

第4条 協議会に次の役員を置き、協議会委員が互選する。役員は、会長1名、副会長3名、監事2名であり、これは先ほど互選いただいたところでございます。

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理し、監事は、会計を監査するとしています。

次に、運営についてです。第8条をご覧ください。

第8条 会長は、会議の議長となります。会議は、委員の過半数が出席しなければ開く

ことができないこと。会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによることが規定されています。

次に、調査研究委員とその委嘱についてです。資料4ページの第9条、第10条をご覧ください。

第9条 協議会に教科用図書調査研究委員会を設け、教科用図書を共同で調査研究する。

第10条 調査研究委員会の調査研究委員は、協議会が教科用図書の種目ごとに採択地区内の小学校、中学校の校長、教頭及び教諭の中から適当な者を選び委嘱する。

短期間で教科書採択をしなければならないことから、各校長会を通じて、調査研究委員にふさわしい先生の推薦をいただきます。これも、協議事項の中でご説明いたします。

次に、協議会が行う教科用図書の選定についてです。第12条をご覧ください。

第12条 協議会は、調査研究委員会から提出された資料に基づき、協議のうえ教科用図書を種目ごとに一種を選び、これを市町村教育委員会に報告する。

協議事項でお諮りしますが、調査研究委員会は5回実施を予定しております。

第5回の調査研究委員会の終了後、7月25日開催予定の第2回協議会において、調査研究委員会から提出された資料に基づき、委員の皆様方にご協議いただいたうえで、1種類の教科書を選定し、これを各市村教育委員会に報告することといたします。

最後に、市町村教育委員会の行う教科用図書の採択についてです。第13条をご覧ください。

第13条 市町村教育委員会は、協議会からの報告に基づいて教科用図書を採択する。

第12条で説明しましたが、本協議会から教科用図書1種類を選んで市町村教育委員会に報告いたします。これを受けて採択地区内の各市村の教育委員会は、県への報告期限までに教育委員会を開き、教科用図書を採択します。

なお、県教育委員会中信教育事務所への教科書需要数報告の期限が、8月上旬であることから、日程的にはかなり短い期間内で、各市村教育委員会において教科用図書の採択を行っていただくことになります。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

規約についての説明は以上です。

○ 司会 本協議会の規約について説明いたしました。

何かご質問等ありますでしょうか。

ご質問等ないようです。本協議会は、この規約に基づき運営されるということをご確認いただきました。それでは、協議事項に入ります。

本協議会規約第8条第1項に基づき、議長は会長が務めることになっております。以降

の進行は、伊佐治会長にお願いいたします。

- 伊佐治議長 それでは、規約の規定に基づきまして、議長として進行いたします。

協議事項 (1) 令和5年度教科書採択の方針(案)を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 事務局 説明は、引き続き着席のまま行いますので、よろしくお願いします。

それでは、資料の6ページをご覧ください。

令和5年度は、令和6年度以降、小学校で使用する「全ての教科書」の採択を行うこととなっています。

調査研究につきましては、各教科に委員長、副委員長、調査研究委員を置き、選定を行います。

調査研究委員は、各教科10名以内とし、具体的な内容につきましては、(4)の採択研究協議会調査研究委員委嘱方法(案)において説明いたします。

次に、教科書の選定についてです。

小学校については、第2回協議会において、今回ご出席の皆様が、各教科の委員長から報告を受け、調査研究結果を協議して1種類の教科書を選定します。

教科書の種類が多いことから、選定は、調査研究委員の調査結果をもとに行います。

なお、委員の皆様には、必要に応じて、各市村の教育委員会に送付された教科書の見本や教科書展示会を利用して、実際に教科書を読んでいただくことが可能ですので、よろしくお願いします。

下段には、令和5年度までの採択スケジュールを掲載してありますので、ご覧ください。

方針案についての説明は以上です。

- 伊佐治議長 ありがとうございます。

それでは、何か質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいでしょうか。

それでは、質問等ないようですので、お諮りします。原案のとおり、承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

- 伊佐治議長 ありがとうございます。

それでは、異議なしとのことですので、6ページの(案)の文字を消していただきたいと思っております。

次に、(2) 採択研究協議会関係会議日程(案)を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、日程(案)について説明します。資料7ページをご覧ください。

第1回協議会は、本日5月29日に、第2回協議会は、7月25日に開催となります。

第1回協議会では、採択までの方針等について協議を行い、承認いただきます。

第2回協議会では、選定資料をもとに協議を行い、教科書を選定していただきます。この会議では、選定にかかわる調査研究の結果を調査研究委員会の委員長が説明し、委員の皆様が協議を行っていただいたうえで、1種類の教科書の選定となります。

調査研究委員会は6月8日から7月6日までの間、5回開催する予定ですが、調査研究委員の負担を軽減するため、調査等の進捗状況に応じて回数を減らしたり、時間を短縮したりするなど、各教科において調整できるものとしています。

また、会計監査については10月下旬を予定しています。監事のお二人には、その際よろしくをお願いします。

協議会委員の皆様への監査報告は、監査終了後、速やかに書面にて報告いたします。

日程案の説明については以上です。

- 伊佐治議長 何か質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

- 伊佐治議長 他に質問等ないようですので、お諮りします。

原案のとおり、承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

はい。ありがとうございます。

異議なしとのことですので、7ページの(案)の文字を消してください。

なお、先ほど説明がありましたが、7月25日の第2回協議会は、教科書選定のため、最終の決定となります。大変重要な会議となりますので、日程調整のうえ、必ずご出席いただきますよう調整をお願いいたします。

次に、(3) 採択研究協議会予算(案)を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、予算(案)について説明します。

資料の8ページをご覧ください。

最初に、収入ですが、合計は106万6,000円となります。

内訳は、負担金が64万円、前回の繰越金が42万5,725円、諸収入が275円です。

構成市村教育委員会からの納入いただく負担金の合計は、繰越金の額などを踏まえ、64万円としました。各教育委員会の負担割合については、資料の9ページに示したとおり、協議会において決定された計算方法に基づくものですが、令和4年5月1日現在の児童数を按分するなどして算出しています。

次に、歳出について説明します。資料の8ページにお戻りください。

費用弁償の合計は63万5,700円になります。主な支出は、協議会委員及び調査研究委員の旅費になります。予算上では、松本市選出の方は1回の出席につき1,000円、松本市以外で選出の方は1回の出席につき1,500円を計上しております。

なお、実際お支払いする金額の算出方法についてですが、前は、各学校から会場までの距離に、所定の単価を乗じた実費とする方法にしていますので、今年度も同様にと考えています。

協議会委員へは、第2回協議会の際に、調査研究委員へは、第5回の調査研究委員会の際に、出席日数に応じた旅費をお支払いする予定です。

次に、需用費です。需用費の合計は23万700円になります。主な支出は、調査研究委員の消耗品と会議の食糧費になります。

最後に、役務費です。役務費の合計は15万5,600円になります。主な支出は郵送料と反訳手数料です。反訳は第1回協議会と第2回協議会の会議録を作成するのに必要な金額を計上しています。

以上、支出の合計は106万6,000円となります。

予算案については以上です。

- 伊佐治議長 何か質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質問等ないようですので、お諮りします。

予算案について、原案のとおり、承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

はい。ありがとうございます。

異議なしとのことですので、8、9ページの(案)の文字を消してください。

次に、(4) 採択研究協議会調査研究委員委嘱方法(案)を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、委嘱方法(案)について説明します。

資料の10ページをご覧ください。

最初に、委嘱方法ですが、松本市、東筑摩塩尻及び安曇野市の各校長会から推薦された方を委嘱し、第1回目の調査研究委員会で委嘱状を交付します。

次に、選考方法です。今年度も前回と同様の方針に基づき、選考を行います。

- (1) 3期連続の推薦はできない。
- (2) 男女年齢にとられない。
- (3) 教科書の編集等に携わったことのない者とする。
- (4) 松本市から委員の半数を選考し、半数を塩尻市東筑摩郡地区と安曇野市から同じ委員数になるように選考する。とします。

3期連続とは、この地区の採択協議会内で3回連続して推薦される場合を指しますが、小学校と中学校は、別々にカウントします。

選考区分ですが、資料の11ページをご覧ください。

外国語は、デジタル教科書の導入を考慮して、前回と同様に10名とし、委員全体では、令和元年度の委員数と同数としたいと考えています。

委員の内訳は、委員長と副委員長が1名ずつとし、委員長には校長、副委員長には教頭が当たるとこととします。

委員数は、2 選考方針の(4)に従って推薦をいただきます。

調査研究委員の資格につきましては、欠格事由にお示しの5項目に関し、1つでも該当する場合は、委員から外れることとなります。

現在の名簿案をお配りしますので、しばらくお待ちください。

こちらの名簿ですが、会議終了後に回収いたします。机の上に置いて、退出していただきますようお願いいたします。

調査研究委員の委嘱方法については以上です。

- 伊佐治議長 候補者は、松本市校長会、東筑摩塩尻校長会及び安曇野市校長会から推薦された方になります。なお、選出調整中の教科があること、また、欠格事由の有無について、現在調査中でございます。

それでは、何か質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質問等ないようですので、お諮りします。

原案のとおり、承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

はい。ありがとうございます。

異議なしとのことですので、10、11ページの(案)の文字を消していただきたいと
思います。

続きまして、協議事項(5)開かれた採択の推進(案)についての協議をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、開かれた採択の推進について説明します。

資料の12ページをご覧ください。

開かれた採択推進のため、広い視野からの意見等を反映するよう国や県からも強く求め
られております。このことから、本協議会においても保護者代表4名、学識経験者4名の
皆様に委員として参加していただくこととしています。

採択にかかわる情報の公開については、開かれた採択を一層推進する観点から積極的な
公表に努めることとされている一方、公表する項目によっては、公正確保ができない、円
滑な事務遂行が損なわれる、静ひつな採択環境が確保できないことなどがあるため、慎重
な対応が必要だと考えられます。

このような観点と長野市及び長野県の状況を勘案して、本協議会の情報公開等の状況に
つきましては、(2)の表に記載のとおりとしたいと考えています。

なお、情報公開請求の事務手続については、事務局が所在する市の情報公開条例の規定
を準用するので、今年度は、松本市の規定を準用して処理するものとします。

それでは、中段の(2)の表をごらんください。

参考として、令和元年度の協議会の実績と今年度の長野市・上水内郡の採択地区及び長
野県の状況を記載してあります。比較いただきながら、本協議会の令和5年度の欄をご覧
ください。

本年度は、協議会の会議録は作成しますが、調査研究委員会の会議録は作成しません。

協議会委員の名前の事前公開は行わず、事後公開とします。

調査研究委員名も事前公開は行わず、事後公開としますが、請求がなければ公開はしま
せん。

協議会及び調査研究委員会は非公開とします。協議会の会議録は公開します。

会議録は言い回しや表現を一部修正するため、抄録として取り扱います。

調査研究委員会の報告書、採択の結果についても公表します。

協議会委員名、協議会会議録(抄録)、調査研究委員会の報告書、採択の結果について
は、情報開示日にあわせて松本市のホームページで公表する予定です。

次に、採択終了日と情報開示日ですが、これまでの協議会の状況と本年度の長野県の状

況等を踏まえ、本協議会においては採択終了日を8月31日、情報開示日を9月1日にしたいと考えております。

なお、構成市村教育委員会の採択日については、それぞれの教育委員会にお任せることとするため、9月1日以前に結果を公表することは問題ないと考えております。

ただし、調査の観点や採択基準など当協議会の資料に関連するものについては、9月1日以降の公表としていただきますようお願いいたします。

資料13ページの教科用図書の展示については、県が主体となって行います。

例年ですと、6月中旬から14日間の開催となります。現在、開催場所等詳しい情報がございませんので、通知がございましたら積極的に広報するとともに、事務局から委員の皆様へお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、資料14ページから、文部科学省からの通知や関係法令を添付していますので、ご覧ください。

開かれた採択の推進については以上です。

- 伊佐治議長 何かご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質問等ないようですので、お諮りします。

開かれた採択の推進について、原案のとおり、承認としてよろしいですか。

〔「異議なし」の声〕

はい。ありがとうございます。

異議なしとのことですので、12ページの(案)の文字を消してください。

最後に、(6) その他といたしまして、これまでの内容につきまして、委員の皆様から全体を通して、何かご協議いただくこと、またはご質問等、何でも結構ですので出していきたいと思っております。何かございますか。

保護者代表の皆さんは、何か質問、ご意見ございますか。

学識経験者の皆様からはいかがでしょうか。リモート参加の小山先生も含めて、何かご意見、ご助言ありましたらお願いいたします。

- 小山委員 調査研究委員の先生方には、じっくり教科書を選定いただいて、この地区の子どもたちが学んでいくのにふさわしい教科書を選んでいただければと思います。

- 伊佐治議長 はい。ありがとうございます。

校長会の先生方は、いかがでしょうか。何かご意見、ご助言ありましたらお願いいたします。

○ 高野委員 意見ではありませんが、調整中の教科の調査研究委員については、できるだけ早く推薦したいと思います。

○ 伊佐治議長 はい。調査研究委員の先生方におかれましては、本当に大変タイトな日程になるかとは思いますが、お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。

それぞれ教育委員会の事務局、役員の方はいかがでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、協議事項の全てを終了とし、議長を退任いたします。委員の皆様方のご協力によりまして、円滑な議事進行ができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

○ 事務局 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会を閉会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。